

令和6年8月定例会

教育長追加報告

久喜市教育委員会

資 料 目 次

オ	使用許諾契約の締結について（統合型校務ネットワークライ センス）	1
---	---	---

オ 使用許諾契約の締結について（統合型校務ネットワークライセンス）

使用許諾契約の締結について（統合型校務ネットワークライセンス）

- 1 契約の名称 久喜市統合型校務ネットワークに係るライセンス使用許諾
- 2 契約の目的 統合型校務ネットワークの更改により、データの適正管理及び利活用を推進し、教育環境の充実を図る。
- 3 契約の金額 150,445,680円
- 4 契約の方法 随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)
- 5 契約の相手方 愛媛県四国中央市下柏町426番地1
D d r i v e 株式会社
代表取締役 豊野 勇紀

久喜市統合型校務ネットワークに係るライセンス使用許諾契約書

久喜市（以下「発注者」という。）とD d r i v e株式会社（以下「受注者」という。）とは、下記ライセンスの使用許諾に関し、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 受注者は、本契約を締結することにより第2条に記載のライセンス（以下「ライセンス」という。）を使用する権利を得ることとし、受注者はこれを許諾することとする。

（契約ライセンス名、規格及び数量）

第2条 契約ライセンス名、規格及び数量は、以下のとおりとする。

（1）ライセンス名

Google Workspace for Education Plus

BeyondCorp Enterprise

（2）詳細概要

仕様書のとおり

（3）数量

仕様書のとおり

（契約金額）

第3条 使用代金、消費税額等及び契約金額は、以下のとおりとする。

使用代金 金150,445,680円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金13,676,880円）

（使用期間）

第4条 ライセンスの使用等の期間（以下「使用期間」という。）は、Google Workspace for Education Plus が令和6年8月20日から令和8年8月19日、BeyondCorp Enterprise が、令和6年8月20日から令和12年2月28日までとする。使用については、長期継続契約とする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は免除とする。（久喜市契約規則第27条第3号に該当）

（検査）

第6条 受注者は、ライセンスの使用設定が完了したときは、発注者にその旨を通知するものとする。

2 発注者は、前項の規定によるライセンスの使用設定完了通知を受けたとき

は、受注者立会いのうえ動作確認を行わなければならない。

(使用代金の支払い)

第7条 受注者は、前条第2項の規定による動作確認に問題ないときは、発注者の指示する手続に従って使用代金の支払いを請求するものとする。

2 発注者は、前項の請求があった日から30日以内に、受注者に使用代金を支払うものとする。なお、本契約は使用期間の使用料一括前払いとする。

(履行遅延の場合の違約金)

第8条 受注者の責めに帰すべき理由により事前に指定した期日までに設定を完了することができない場合において、期日後に設定が終了する見込みがあると発注者が認めたときは、発注者は違約金を徴収して納入期日を延長することができる。

2 前項の違約金の額は、遅延日数に応じ、契約金額に年5パーセントの割合を乗じて計算した額とする。ただし、違約金の総額が100円に満たないときは、これを徴収しない。

3 発注者の責めに帰すべき理由により、前条第2項の規定による使用代金の支払いが遅れた場合は、受注者は、その遅延日数に応じ、未受領金額に契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の支払いを発注者に請求することができる。ただし、遅延利息の総額が100円に満たないときは、発注者は、これを支払うことを要しないものとし、その額に100円に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(危険負担)

第9条 第6条に規定する検査に合格するまでにライセンス設定によりに生じた損害については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担するものとする。

(契約不適合責任)

第10条 発注者は、設定された成果物が契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、修正等の履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場

合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求できる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思表示をしたとき。
 - (3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 3 受注者が、契約の内容に適合しない成果物を発注者に引き渡した場合において、発注者がその不適合を知った日から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、成果物を発注者に引き渡したときにおいて、受注者がその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(権利義務の譲渡等)

- 第11条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、予め発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。
- 2 受注者は、ライセンス使用許諾権を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、予め発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(契約の解除)

- 第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 本契約の条項に違反したとき。
 - (2) その責めに帰すべき事由により納入期日に契約ライセンスを納入する見込みがないと明らかに認められるとき。

(定めのない事項等)

- 第13条 この契約に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合については、久喜市契約規則によるほか、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和6年8月20日

埼玉県久喜市下早見85番地の3
発注者 久喜市
久喜市長 梅田修一

愛媛県四国中央市下柏町426番地1
受注者 D d r i v e株式会社
代表取締役 豊野勇紀

ライセンス使用許諾概要

1. Google Workspace for Education Plus

概 要	<p>Google の提供するクラウドサービスで、ユーザー管理をはじめ、様々なツールを一本化することで、校務、学習機能等の各段の効率化を図れるものです。</p> <p>また、BeyondCorp とともに強いセキュリティが担保され、これまでクラウドに蓄積された児童生徒のデータを最大限利活用することで、文部科学省の提唱する個別最適な学び、誰一人取り残されない学びの実現を可能とするものである。</p>
ライセンス数	10,400ライセンス
構築・保守業者	D d r i v e 株式会社 ※Google for education 専門のクラウドインテグレーター

2. Beyond Corp Enterprise

概 要	<p>Google の提供するサービスで、ユーザーや部署などの情報をもとにデータ閲覧の制限を細かく行うことが可能である。</p> <p>また、情報漏えいのリスクを大幅に軽減させることができる他、流出時の原因特定も迅速に行うことができる。</p> <p>このことにより、文部科学省の提唱している「ゼロトラストセキュリティ」が実現される。</p>
ライセンス数	900ライセンス（教職員分）
構築・保守業者	D d r i v e 株式会社 ※Google for education 専門のクラウドインテグレーター